

第16回委員会

日時：2004年9月25日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会5階会議室

出席：永田委員長，原井，平田，古川，増井，茂出木，横山  
<事務局>磯部

[配付資料]

- 1．検討会ご案内・プログラム〔案〕（2ページ-B5，事務局）
- 2．第2章図書〔公開案〕（30ページ-A4，増井委員）
- 3．第3章書写資料（改訂案）（12ページ-A4，増井委員）
- 4．第2章和古書・漢籍関連条項の第3章への適用（1ページ-A4，増井委員）
- 5．第13章公開案への意見（再提出）（4ページ-A4，古川委員）
- 6．「日本目録規則（NCR）第13章改訂案」について（整理技術研究グループ）（7ページ-A4，事務局）
- 7．『日本目録規則1987版改訂2版』第13章の改訂案についての意見（埼玉大学図書館伴徹氏）（4ページ-A4，事務局）
- 8．〔目録委員会ホームページへの意見〕（帝塚山学院大学吉田暁史氏）（1ページ-A4，事務局）
- 9．「目録」を考えるための常磐線メモ（1ページ-A4，永田委員長）
- 10．第29期第15回目録委員会記録（4ページ-A4，事務局）

[連絡事項]

- 1．検討会案内・プログラムについて

10月号図書館雑誌に掲載の12月3日検討会プログラムの文案について、27日の入稿に向けて事務局から最終確認を求められ次のように修正した。

- ・見出し・文中等にある「2・3章」や「第2章・第3章」は、すべて「第2・3章」に統一する。
- ・12行目 「十分とはいえないものであった。」 「十分とはいえない。」
- ・14行目 「要請され，」 「要請された。」
- ・19行目 「お待ちするものである。」 「お待ちする。」
- ・案内の末尾の丸がっこ内の最後に「。」が必要である。
- ・参加申込書の見出しの数字のフォントを整える。
- ・参加申込書の最後の注で、「機関から複数ご参加」 「機関からご参加」

委員会ホームページ、JLAメールマガジン、日本情報図書館学会ホームページ、NII目録

関連ホームページやニュースレターに掲載するように手配する。

なお、改訂案解説、コメントおよび質疑・討論の各々を25分とする。

#### [検討事項]

##### 1．第2章公開案について

増井委員が前回委員会から公開までの経緯を報告し、下記の点についてさらに検討を続ける必要が説明された。

- ・用語解説案について、和古書・漢籍の「刊行年」と明治以降の資料の「出版年」との違いが明確でなく、出版年で「刊」という用語をつける必要があるのか、との指摘があった。「刊行年」と「印行年」を区別するためにはあるが、より明確な説明が必要であるので、研究者に聞くことも含め調査を持続したい。これに対して、次の意見があった。
- ・長沢規矩也著『和漢古書目録法』では、刊年および印刷発行年を出版年と同義とみなしている。
- ・「刊」をつけるならば、出版年と刊行年との違いを用語解説に盛り込むべきである。

##### 2．第3章案について

増井委員より、資料2および3について説明があり、討議が行われた。

- ・メールで送付した8.25案についての指摘を反映した。この案は明治以降の資料と和古書・漢籍との区別をしない形で作成した案であったが、今回案は時代等による区別のある形とした。
- ・時代による区別は、「江戸時代までの資料」としている。
- ・資料3に、第2章での和古書・漢籍の条項の内容を、第3章で何を対象に適用するかをまとめた。書写資料全体、文書も含む江戸時代までの資料、和古書・漢籍に分けている。
- ・現在、第1章への参照となっている3.1.1.1および3.1.5.1については、参照先を第2章に変える予定である。
- ・和古書・漢籍の情報源については、第2章と同様に詳細は各書誌的事項の情報源にまわすこととし、3.0.3.1ア)イ)の標題紙・表紙の有無に関わらず包括的に資料本体をみる、というようにする。
- ・和古書・漢籍のみではなく古文書まで含めて、「江戸以前の資料」とする。
- ・3.0.3.1で分けているア)とイ)は、明治以降の資料としてまとめる形で案を作る。
- ・3.0.3.1Aとして、個別資料の集合の情報源についても挿入する。
- ・明治以降の資料と同じ条項内で「江戸時代までの資料については、」とするときは、「ただし、」を先立ててわかりやすくする。
- ・3.1.1.2C 「江戸時代までの資料．．．次のいずれかの方式による。」  
「江戸時代までの資料．．．内容細目に記録する。」
- ・3.4.2.2A別法 書写者の省略については、これまであったような任意規定は特に設けない。また、3.4.3.2Eでは、書写者の省略の場合は書写年のあとに「写」を補記することとする。
- ・3.4.3.2B 書写年の例示として、個別資料の集合に対応するような複数年にわたるものが必

要である。

- ・ 3.7.3.4カ) 冒頭の「書写者」は不要。
- ・ 用語解説で和古書・漢籍が「出版された」となっているので訂正の必要がある。漢籍については調査する。
- ・ 用語解説の和古書の項 「1868年以前」 「江戸時代まで(1868年以前)」  
「版木の」 「一般に版木の」(古活字版もあるので)

### 3. 第13章への意見について

古川委員から、資料5(以降)に沿って問題点の指摘があり、確認された。

資料6~8が紹介された。すぐに返事を出し公開の是非の問い合わせをすることとした。また、大きい点について以下のように検討し、この結論をまとめて原井委員が回答案を作成する。

- ・ 資料6の第1・2項のように、国際標準と離れる独自の路線は採らない方針であることを回答する。ただし、国内で出た意見として国際機関に通知する必要がある。
- ・ 「重要な変化(変更)」という用語がわかりにくいという点は問題である。用語解説に「変更」を出してはどうか。
- ・ 「複製物」の情報源について、通則にこれまでなかった別法をもうけた。従来タイトルと責任表示にしかなかったが、わかりやすくした。条文の整備であり、概念としての格上げではない。
- ・ 13.0 「更新資料のみに関わり」 「更新資料のみにかかわり」
- ・ 「書誌単位」については、これまでの枠は変えていない。継続刊行書誌単位については、経過的処置であり、いずれ適切な時期に抜本的に検討し直す。
- ・ 更新資料の「最新号」という用語については、「最新状態」ともいえるがこのままとする。
- ・ 回答案のできたものからリストに載せ、検討を開始する。

### 4. 「目録」を考えるためのメモについて

- ・ 永田委員長から、資料9に沿って説明があり、討議が行われた。
- ・ 7月の古川委員の作業分担案への対案である。
- ・ 目録の重要性は他の世界との連携をとっていかないと維持できなくなる。
- ・ 典拠ファイルと書誌レコードがうまく作られてつながっていれば、どこからでも検索することができる。
- ・ 3. から検討を開始したい。枠組みの再検討により、これまでの目録規則の課題を探ることで進展が可能となる。
- ・ アクセスポイント(第 部)および標目選定表がNCRでは手薄なので、今後改訂を進めていきたい。

次回以降の委員会の予定

10月23日(土)